



まさもり さとう
佐藤 守正

問

「国保引き下げ請願」の可決という議会の意思を町長はどう受け止めているのか

答

国保会計へは一般会計から多額の繰入れをやっている。今年も税率引き上げもやらなかった。これで了解してほしい

問 町長その答弁を、町長の立場で直接町民にも報告すべきだ。

答 議会で可決した請願に町長としてどう対応するかは、これから検討したい。



問

ミニ特養の開設と配食サービス事業者と折衝しては

答

話し合う用意はある

問

中子で小規模多機能の介護事業をやっている福祉法人は、それと一体的に運営すれば特養開設も可能だと言っている。また同じ法人が六日町の毎日二回の配食サービスは、湯沢でも欲しい事業だ。交渉してもらいたい。

答

その事業者とは何回か会っているのですが、このことでも話し合う用意はある。

問

町の保育所で働く非正規職員の処遇を改善してほしい

答

担当課との打ち合わせをしていないので、あとで答えたい

問 この非正規職員はどの法令に準拠した雇用か。

答 地方公務員法22条の臨時的任用の規定だ。

問 その法令は一年以内の臨時的雇用に限って許される規定で、十年以上も続くこういう雇用の仕方は許されないはずだ。処遇の改善でこの方々に応えてもらいたい。

答 担当課との打ち合わせがないので、今ここでは答えられない。

問 非正規職員の給与には昇給や経験加算が無く、何年勤め続けても同じ額が続く。ポーンナスも退職金もない。通勤手当は付くが、その他の手当はない。保育士の資格を持つ人に

正規の職員とほぼ同じ仕事をさせながら、このような差別をする事に心痛まないのか。

答 非正規職員はクラス担任をできなかったりで、正規の職員との間には業務の質や量に差がある。したがって雇用条件に差があってもしかるべきだ。また採用に際しては勤務条件については提示し、納得してもらっている。

問 勤務の量や質の差と言うが、それは正規職員との間に

差異を付けるための便法に過ぎず、質的には同じ労働をしているのではないかと。また納得の上での採用と言うが、力関係が対等でない者の間での納得は、納得とは言わない。保育園統合時点で雇い止めになるかもしれない非正規の方々は心配しているが、どうか。

答 統合後も必要に応じて任用する。臨時職員の雇用が無くなるという事はない。



▲中央保育園